

此者乎と。之を言關の由也といへる説は、武用辨略に、釋語に曰く、玄關の字あり。或説に、玄關と書くは非なり。言關に作るべし。凡そ人の來る時に番直する人出で、其名を聞き事を問うて、故なく猥に入る事を禁ずるを以て言葉の關なりと云々。按ずるに、便口作意の説なるべし。但し警世百首の中に似たる歌あり。人は是に據ると見たり。偽は實を盗み走る者言葉の關を杜ちて出すな。此の句は只童蒙の警めにして、人口を關に譬へて、偽りの實を奪ふ事を恐れて自ら言外に出すなといふまでの風情なれば、證とする事にはあらず。といへり。又實檢の間はいにしへ戰國の頃、諸士の戰功に依りて取り獲たる敵首を實檢する間に、武家に限りといへり。故に此の室は玄關・式臺の傍に作り置くと古實とすと。依りて金城二丸の實檢の間も、表式臺の傍に造り置かれたり。さて此の實檢の間に、鐵炮を飾り置かる。この鐵炮は甚だ古筒にて、佐久間玄蕃允盛政在城の頃より存在せし筒どもにて、前城主より傳來する城付の鐵炮なりといひ傳へたり。されば是天正十一年藩祖利家卿入城以前よりの遺品にて、數度の火難を遁れ、後々まで傳來

する希有のものといふべし。おもふに實檢の間は、是佐久間氏が城の頃よりの間作りにて、飾筒も在城より在來りたるまゝならんか。又鏡の間は舞臺の樂屋なり。或は云ふ。此の所を鏡の間と稱するは、姿見の鏡を飾り置けるによりての名目なりと。

○二丸殿中怪異

加藤惟寅の蘭山私記に云ふ。陽廣公の御時、二丸の御殿にて夜中御夜服の御用有之。御納戸奉行ども有合はず。泊番の頭脇田九兵衛如鐵・御横目千秋太郎左衛門へ申談じ、御納戸へ罷越し、御衣裳箆筒の鎖を明け、引出しを引出しける處、十一二歳許の女子飛び出で、太郎左衛門に抱き付き、其邊に在合せたるもの共各甚だ驚き騒ぎしと也。太郎左衛門少しも動ぜず。彼の女子を抱き留め放さず。御用の品は、外人に取出させ、女子をば其儘御次へ抱き罷出で、頭役の人々へも見せ、何方の者と靜かに相尋ける處、越中高岡小馬出しに住居する紺屋某が娘のよし。今畫何者とも不知連れて罷越したるよし申聞る。依りて飛脚を以て尋ねに遣りける處、右紺屋にも金澤の方へ娘を尋ねに指越したる

者と半途にて行違ひけるよし。女子の失せたるは其日の晝頃の事にて、紛れもなき事故渡し遺すと也。太郎左衛門一段落付きたる仕形、未熟の者に候はゞ粗忽成る事も可有處、神妙に被思召との御感に預り、御衣類の品三端拜領仰付けられしと、藤田内藤允話す。といへり。按ずるに、寛永の末か正保の初めなるべし。一説に綱紀卿の時とすれど、過聞也といへり。

○城内掃除番

昔は城内殿閣の掃除坊主とて、加能越三州諸宗の諸寺院より小坊主共城内へ罷出で、掃除方を勤めたりしかど、利常卿の時免ぜられたりと見えて、卯辰愛宕明王院所藏の古書簡中に左の奉書あり。

御城掃除番之儀、此以前御分國諸寺庵相動來處、今度被爲成御免旨就被仰出、一宗中爲御禮使僧並連署之趣申上云々。

九月十日

明王院以下七ヶ寺

松平内匠助

右年曆詳かならずといへども、寛永の初の頃ならんか。山

本基庸の夜話録に、春日神主相果、掃除坊主の内に筋目の者御暇申上、神主に成ると見ぬ、寛永十三年九月十三日横山大膳等在判の奉書に、加州河北郡山上春日社人近年依令斷絶、其方事氏子共就理被仰付。とありて、宛名高井三喜とあり。又陽廣公百首に掃除坊主人よりも先に起きつゝ雑巾や

羽箆はなほ腰に絶やすな

目のはやき掃除奉行も非を入れぬ

やうに座敷のはき拂ひせよ

はきはらひ我が身の役を勤むれば

おもひもよらぬ祿をもとむる

右百首歌は寛永末年の御詠歌なれば、諸寺庵より城中掃除番の坊主共出動せし事を止めさせられしに依りて、更に掃除坊主といふものを置かれたりし後なりと聞ゆ。但し慶長十年の利長卿越中富山御隠居附土帳に、御掃除坊衆修徳・清安・行雲・里齋・見齋の五人に各、米十五俵宛賜はりたるよし記載すれば、慶長以前より既に掃除坊主といふものありて、諸寺庵より出で勤めたる掃除番の坊主とは異なるか。